

鳥取県告示第274号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年5月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
倉吉市	平成23年6月6日（月）	午前10時から 正午まで	倉吉市住吉町77-1 倉吉市勤労青少年ホーム
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃
〃	平成23年6月8日（水）	午前10時から 正午まで	〃
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃
〃	平成23年6月13日（月）	午前10時から 正午まで	〃
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃
〃	平成23年6月17日（金）	午前10時から 正午まで	〃
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	倉吉市関金町大鳥居193-1 倉吉市役所関金庁舎
〃	平成23年6月24日（金）	〃	倉吉市住吉町77-1 倉吉市勤労青少年ホーム